The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	日本における行政監察の法的諸問題 ： 総務庁と会計検査院との比較研究
Author(s)	王, 昇徽
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40125
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【1】

氏　　名	王（おう）　昇（しょう）　徽（き）
博士の専攻分野の名称	博　士（法　学）
学　位　記　番　号	第　12911　号
学位授与年月日	平成9年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科公法学専攻
学　位　論　文　名	**日本における行政監察の法的諸問題** **－総務庁と会計検査院との比較研究－**
論文審査委員	（主査） 教　授　村上　武則 （副査） 教　授　中山　勲　　助教授　高橋　明男

論文内容の要旨

近年，内外のめざましい諸情勢の変化に伴い，日本は大きな変革の時代に向かっている。とりわけ，行政に対する国民の批判も高まり，行政への不信感は極地に達し，行政の根本的な改革が叫ばれている。そこで，私は，「日本における行政監察の法的諸問題」と題して，日本の行政監察制度について検討し，その成果を母国台湾に生かしたい。

まず第1章では，なぜ行政監察が必要か，その意義，必要性，歴史的沿革について述べた。第2章では，総務庁と会計検査院という二つの異なる国家機関による「監察」の特徴及び相違点，独立性，公共性（国民への権利救済）等の問題を比較検討した。次いで第3章では，総務庁の行政監察局の監察の実態や会計検査院の検査の実態について紹介した。第4章では，平成三年度の地方自治法改正により，地方公共団体における監査委員の監査権限が拡大されることになり，その監査委員制度についての意義，制度の沿革，性格を紹介した。

さらに，第5，6章では，会計検査院の検査権限，検査基準の経済性の問題や手続的・実体的権利保護についてどのような手段があるのか，について検討した。第7章では，ドイツとの比較における日本の財政的コントロールについて紹介した。また，第8章では，行政監察制度について，各国（ドイツ，アメリカ，イギリス，フランス，台湾）の制度の特色を検討した。最後に，第10章では，総務庁と会計検査院の行政監察の交錯の問題について検討した。

以上の研究を通して，従来の日本の行政法学において欠けていた内部法領域の研究，適法・違法の研究のみならず当・不当の研究，行政監察に対する国民の権利保護の研究，行政監察の憲法上の意義等について研究した。

論文審査の結果の要旨

本論文は，日本の総務庁，会計検査院および地方公共団体の監査委員等の行政監察につき，それぞれの歴史的背景，監察の実態，法的根拠および法的地位ならびに監察権限等について，ドイツ，アメリカ，フランス，イギリスおよび台湾等の制度と比較検討しつつ，かつ豊富な文献・資料に基づきながら，きわめて詳細に検討したものである。王氏の論文の独創性は，主として，日本の会計検査院と総務庁の両者の関係およびそれぞれの意義について根本的に解明したこと，伝統的な日本の公法学では内部関係としてとらえられていた行政監察の問題を外部関係としてとらえ直そうとしていること，および会計検査院の検査報告は直接に国民に公表する義務があるとするドイツの最新の学説を分

析したこと，さらに最近の国会の動きの中で生じている民主党提案の「行政監視院法案」を学問的に分析・批判しかつ独自の見解を提示したことにある。これらは，日本においても，まだほとんど解明されていなかった問題であり，かつ日本の現今の行政改革の動きとの関連においても彼の論文は非常に大きな問題提起を行っている。

このように本論文は，行政法学のみならず憲法学にも大きな影響を与え，かつ日本の学問的水準の向上にも大きく貢献したということができる。このようなことから，本論文は博士（法学）の学位の授与に十分値するものと認定できる。